

○福島地方水道用水供給企業団個人情報 保護条例施行規則

〔平成 30 年 4 月 1 日
規則 第 2 号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の適正な取り扱いの確保について、福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例（平成 30 年条例第 2 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護）

第2条 前条の個人情報の保護については、福島市個人情報保護条例施行規則（平成 13 年規則第 39 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。